

火気を使用する露店等に 消火器が義務づけられました

お祭り、花火大会、展示会など、たくさんの人出が見込まれる催しで、

コンロ



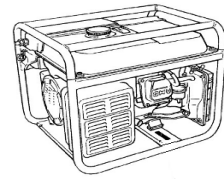
ガス・電気プレート



ストーブ



発電機



などの火気を扱う露店・屋台には、平成26年7月1日から

「事前の届出」と 「消火器の設置」 が義務づけられました。



最寄りの消防署または分署へ、2部提出してください。
(用紙は署・分署にあります。)



原則、1店に1個設置します。

腐食した消火器や、スプレー式消火具、天ぷら鍋に投げ込む薬剤などは認められません。



- ◆ 平成25年8月15日の京都府福知山市花火大会爆発火災(死者3名、重軽傷者56名)をうけて、消防法施行令が改正されたことによるものです。
- ◆ 事前の届出を元に、催し開催当日に消防署員が消火器の設置状況について検査します。
- ◆ 小規模な催しで、参加者が互いに面識があるような場合は、届出の必要はありません。

お問い合わせ先

大曲仙北広域(組)消防本部	予防課	電話	0187-63-0316
大曲消防署	予防班	電話	0187-63-0151
角館消防署	予防班	電話	0187-54-2302